

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	漁船法	法令の番号	昭和25年法律第178号
不利益処分の種類	動力漁船建造許可等の取消し	根拠条項	第7条
処分基準	<p>知事は、建造等の許可を受けた者が法第4条第6項の許可（変更の許可）の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。</p>		
対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課
			目次 NO 29